

令和8年2月20日

伊丹市長 中田 慎也 様

伊丹市参画協働推進委員会  
会長 直田 春夫

## 伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係る答申書

令和7年3月18日付伊市まま第1057号により諮問を受けたことについて、本委員会は、慎重に審議を行った結果、下記の通り結論を得たので答申します。

### 記

#### 1 はじめに

伊丹市では、市民の参画と協働によるまちづくりに関する基本的事項を定めた「伊丹市まちづくり基本条例」（以下「条例」という。）を、平成15年10月1日から施行しています。条例付則第2項には、「市は、この条例の施行の日から4年以内ごとに、市民の参画と協働によるまちづくりの推進状況について検討を加え、その結果に基づいて、見直しを行うものとする。」と規定され、条例が、伊丹市にふさわしく、社会情勢に適合したものであるかどうかを、条例内容の見直しを含め検討することとしています。

これを受けて、伊丹市参画協働推進委員会（以下「委員会」という。）では、令和7年3月18日に市長から『「伊丹市まちづくり基本条例」の見直しについて』（伊市まま第1057号）として諮問を受け、検討を行いました。

その結果、以下のように答申いたします。

伊丹市におかれましては、この答申内容に加え、市の実状や地域特性を踏まえ、条例の基本理念の実現に向け、施策の推進や事業の改善に努めて下さい。

## 2 検討の結果

### (1) 現行の規定の見直しについて

委員会での検討の結果、現行の規定については、まちづくりの基本ルールとして適切に表現されており、改正・廃止の必要は無いとの結論に至りました。また、新たに規定すべき項目も無いとの結論に至りました。

### (2) 条例に基づく制度・事業の運用について

委員会で条例の運用について検討を行いました。今後、以下の点に留意し、条例を運用するように努めて下さい。

#### ① 条例の理解・促進・運用について

この条例は、市民や市議会議員、市長、市職員すべてに関係する条例です。今後も引き続き、すべての関係者が条例についての理解と認識を深めるよう、必要な取り組みを進めてください。

また、これまでは4年に1回の間隔で条例の見直しを行っていましたが、このやり方では、社会情勢や市民生活が急激に変化し、それに対応した条例の運用改善や改正が求められるような事態が生じて、次の見直し時期までは待たなければならないことになり、必要な運用改善や改正を適時に行うことが困難となることが予想されます。そうした問題に対応するためには、条例の運用改善や改正が求められるような事態が生じているのかどうかを随時確認し、そのような事態が生じていると判断された場合には、迅速に条例の運用改善や見直しを行っていくような仕組みを作っていくことが求められます。

そのような仕組みとして、『参画と協働の取り組みに関する運用状況報告書』（仮称）を毎年度作成し、公表することを提案いたします。市が、この報告書をもとに、参画と協働の状況を参画協働推進委員会に報告することによって、委員会が、毎年度、条例の実施状況や改善すべき点について検証し、条例の運用改善や改正が求められるような事態が生じているのかどうかを判断できるようになります。そして、委員会が条例の運用改善や改正が必要であると判断した場合は、その旨を市に提言し、それを受けて市が、適切な時期に、条例の運用改善や改正に向けての検討に着手することが可能となります。

そうした仕組みを構築し、運用することによって、条例の運用改善や改正が必要であるかどうかの判断や、必要であるという判断がなされた場合の運用改善や改正作業が、適時に行われるよう努めてください。

② 情報の発信及び共有について

市民に広く情報を提供できるように、多様な媒体を活用し、わかりやすい情報の発信と共有に取り組んでください。

また、必要とする人が必要な情報を入手し、十分に活用できるよう、情報アクセシビリティの確保が重要です。障がい者、高齢者、外国籍住民など多様な市民に情報が届き、活用につながるかを意識することが大切です。

③ 市民活動の促進と環境整備について

社会課題の解決や住みやすいまちづくりに取り組む市民活動を促進するため、市民活動支援の拠点施設である市民まちづくりプラザをはじめとする関係機関との連携を図り、市民活動の活性化と環境の整備を行ってください。

④ 地域自治組織について

地域自治組織が多くの住民の参加を得て、その役割が果たせるよう、地域ごとの課題整理や「地域ビジョン」の作成、情報発信などの支援を継続して行ってください。

⑤ 参画と協働の推進について

協働によりさまざまな社会課題が解決されるよう、市民活動団体等と行政とのマッチングを含め、多様な主体による協働の取組を進めてください。

まちづくりを協働で進めるためには、行政職員の意識改革が重要です。条例に関する知識・理解や「協働」に関しての認識の向上等、人材育成に引き続き取り組んでください。

参画と協働のまちづくりに関する各種制度の認知度を高めるため、多様な情報媒体や市民向け講座等を活用し、わかりやすく積極的な周知に努めてください。

⑥ 解説書の見直しについて

令和3年度の見直し検討を踏まえて令和4年に作成した「解説書」について、一部の解説文については、条例の趣旨をよりわかりやすくするため、また、伊丹市を取り巻く社会状況の変化を踏まえて見直すことを提言いたします。

該当の条	具体的な内容
第4条（市民の責務）	<p>今後、少子高齢化の進展や、多様化・複雑化する地域課題に対応し、まちづくりを進めていくためには、地方自治法に規定されている「住民」だけではなく、幅広い人々が力を合わせていくことが必要です。</p> <p>本条例における「市民」は、解説書において「通勤、通学者をはじめとするすべての個人や法人、団体」と説明していますが、「市民」の定義には事業者も含まれ、地域社会の構成員としての役割と責務が求められること、外国籍市民も含まれていることを説明してください。</p>

第5条（議会の役割及び責務） 第6条（議員の役割及び責務）	議会に関する基本的な事項や具体的な事柄について定める「議会基本条例」があることや、議会と議員が様々な方法で情報公開の取組を行っていることを解説書で説明してください。
第12条（市民意見表明制度の実施）	「伊丹市パブリックコメント制度指針」が策定され、運用されていることを解説書の中で説明してください。
第12条の2（総合計画の策定）	第4項において「総合計画は、市民の参画により定めるものとする。」と定められていますが、「市民の参画」の方法の具体例について、解説書の中で説明してください。
第13条（行政評価の実施）	行政評価について、プロセスや評価の視点、どのように予算に反映されているか等を解説書の中で説明してください。
第14条（審議会等の委員）	市民公募委員については、「伊丹市審議会等の市民公募制度に関する指針」の内容等を必要に応じて解説書の中で説明してください。
第15条（学習の機会の提供その他の支援）	第15条の解説書の中で「ひとくちメモ」に「新しい公共」の記載がありますが、条文に無く、最近はあまり聞かれない言葉であるため、解説を加えるか、掲載自体を見直してください。 まちづくりに必要な学習の機会の提供と生涯学習の関連について、解説書の中で説明してください。
第17条（国、他の地方公共団体及び関係機関との連携）	第17条では、課題の中には伊丹市だけで解決できない課題もあり、広域で連携することで、より問題解決ができるということを述べています。自治体の規模に関わらず、対等な協力関係となつて、広域的に課題解決に繋げることが重要であるということを解説書の中でわかりやすく説明してください。

### 3 さいごに

今回、条例の改正は行わないとの結論となりましたが、当委員会で出た意見を踏まえ、社会情勢に応じた施策を推進し、事業の改善に努めながら、伊丹市の参画と協働によるまちづくりを一層力強く進めて下さい。

## 【参考】

### (1) 見直しの方法及び経過

今回の見直しは、学識経験者 1 名と市民委員 1 名、関係団体を代表する者 1 名からなる 3 名の臨時委員を加えた計 8 名の委員に参画いただき、全 4 回を開催しました。

委員会では、これまでの条例見直しの確認のほか、「条例に基づく各種制度の運用状況」、「まちづくり基本条例に関する市民アンケート」、「市役所職員及び市役所各部局を対象とした職員アンケート」、「市役所の各部局を対象とした協働事業調査」の結果等を参考とし、伊丹市で実施している参画・協働の実態を踏まえ、各委員が意見を出し合い、幅広い視点から検討を行いました。

検討の経過は下記のとおりです。

#### ●第 1 回委員会

(開催日時)

令和 7 年 3 月 18 日 (火) 18 時～

(検討内容)

これまでの条例見直し状況、条例に基づく各種制度の運用状況、市民アンケート結果、市役所職員及び市役所各部局を対象とした職員アンケート、市役所の各部局を対象とした協働事業調査等について

#### ●第 2 回委員会

(開催日時)

令和 7 年 5 月 21 日 (水) 18 時～

(検討内容)

各条項について各委員が意見を記入した「伊丹市まちづくり基本条例評価・検証シート」に基づく討議および逐条検証

#### ●第 3 回委員会

(開催日時)

令和 7 年 6 月 24 日 (火) 18 時～

(検討内容)

各条項について各委員が意見を記入した「伊丹市まちづくり基本条例評価・検証シート」に基づく討議および逐条検証

#### ●第 4 回委員会

(開催日時)

令和7年11月28日(金) 18時～

(検討内容)

答申内容について

## (2) その他、委員会で出た主な意見

### 【参画と協働のまちづくりの推進について】

- ・協働事業提案制度の実施については、全市的な事業だけではなく、特定の市域を対象とする事業も今後は検討してください。
- ・地域活動において、後継者不足や若者の参加が少ないなどの声がよく聞かれる中、若者世代の参画を増やすことは重要な課題です。地域への愛着の醸成や、若者世代が忙しい中でもまちづくりに参加したくなる動機付け、参加しやすくなる環境づくりへの支援に引き続き取り組んでください。
- ・若年層の市民アンケート回答率が低くなっており、分析する必要があります。
- ・若い人が行政とは強く結びつかずに公益の分野で活躍している事例などについても拾い上げ、発信していくことは大切です。
- ・参画協働推進委員会において市全体の参画と協働の状況を評価できるよう、全体を一覧化した情報の提供をお願いします。資料の作成にあたっては、数値だけではなく、アウトカムやインパクトの視点を持ち、事業実施の結果、市民や地域社会にどのような変化や効果があったのかという視点を持ってください。
- ・職員向けの協働研修について、「協働のやり方がわからない」と感じている若手職員にも協働が必要な理由を理解されるよう、継続的に研修に取り組んでください。
- ・職員向けの協働研修について、行政職員がNPOに実地研修に行くという取組みが行われている自治体もあります。座学だけではなく現場を知ることが職員の意識改革には有効ではないかと思しますので、「地域を知る」ことができる実地型研修の導入を検討してください。
- ・市議会は、「議会だより」の全戸配布や会議のインターネット配信を始めとした市民への情報公開を積極的に進めていることがよくわかります。多くの市民が議会や市政に興味を持ち、関心を深められるよう、情報発信においては、市民がわかりやすく、理解しやすいものとなるよう工夫して取り組んでいただきたいと思います。
- ・パブリックコメント制度について、案件によっては意見の件数が少ないものもあります。市民への周知に積極的に取り組んでください。
- ・パブリックコメント制度について、市民にとっては、条例や指針などの案を理解するのは難しい場合もありますので、案件によっては、理解促進のために、ワークショップやパネルディスカッション、対話の場の活用など多様な方法を導入し、課題や論点を伝えられる

ように努めてください。

- ・審議会等への市民公募委員の登用に努め、市民の意見が市政に反映されるように審議会等の運営に取り組んでください。

#### 【情報の発信及び共有と学習の機会の提供について】

- ・情報媒体について、待ち時間にも目に留まりやすいデジタルサイネージを有効に活用してください。
- ・インターネットでの誹謗中傷の防止など、コンプライアンスや人権に関する市民への意識啓発に引き続き取り組んでください。
- ・市民との対話の場や学習機会の提供においては、様々な合理的配慮の提供やデジタル技術を活用するなど、多様な参加方法を担保する環境を整備してください。
- ・市民活動団体等に対して、まちづくりプラザでの人材や資金面での支援に引き続き取り組んでください。
- ・まちづくりプラザの指定管理者と市民活動団体等との連携をサポートし、継続的な支援や関係性づくりに努めてください。
- ・市内に拠点を置いて活動する中間支援組織が育つよう、まちづくりプラザと共に市民活動団体の支援・育成に努めてください。
- ・まちづくりプラザの事業評価においては、アウトプットまでではなく、市民活動団体のすそ野拡大、連携、組織の成長の促進などアウトカムやインパクトの視点も持つようにしてください。
- ・生涯学習とまちづくりは深く関連しています。市民が生涯を通じてまちづくりに関する考え方や知識を学べるよう、環境の整備に努めてください。

#### 【対話の場について】

- ・対話の場についての情報発信は、実施したことだけではなく、市民の意見がどのように反映されたかを発信することにも留意してください。
- ・職員がファシリテーション能力を身に付け、対話の場においてより良い議論の場づくりができるよう、人材育成に取り組んでください。
- ・第11条第3項の「市民同士の意見交換」について、地域住民と事業者との話し合い等民間同士においても「熟議」が行われることを期待します。

#### 【付則の改正について】

- ・委員会から改善提案の意見が出れば、それに対して市が対応するという手法自体に異論はありませんが、「毎年運用改善のための検証を行い、必要に応じて条例の見直しを行う」というサイクルを回すのであれば、将来的には、付則の改正の必要性についても検討する必要があるのではないのでしょうか。

以上